

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十三号中「第四十二條」を「第四十二條第三項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。